

一般社団法人麻布大学同窓会慶弔規程

令和5年2月22日

規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人麻布大学同窓会定款（以下「定款」という。）第52条第2項及び一般社団法人麻布大学同窓会職員就業規則第18条第2項に基づく慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 慶弔は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 罹災見舞金
- (5) 弔慰金（生花及び香典）
- (6) 弔電

(適用)

第3条 次の各号に掲げる要件に該当する者の慶弔に対して行う。

- (1) 役員は会長1期、理事2期、その他の役員2期。
- (2) 定款第40条第1項に規定する各種委員会委員、部会代表者、支部長、支部事務局を5年以上務めた者、若しくは支部で副支部長を7年以上務めた者。
- (3) 正会員
- (4) 満6か月以上在職している職員
- (5) 正会員である学園の教職員
- (6) 会員
- (7) その他会長が必要と認めた者

(届出)

第4条 届出は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する結婚祝金及び出産祝金については、前条第4号に規定する者に適用し、その当事者が届出るものとする。
- (2) 第2条第3号に規定する傷病見舞金については、前条第1号から第4号に規定する者に適用し、これに該当する当事者または関係する役員及び支部事務局並びに職員が届出るものとする。
- (3) 第2条第4号から第5号に規定する罹災見舞金及び弔慰金は、前条第2号から第6号に規定する者に適用し、役員及び部会代表者又は支部長並びに支部事務局が届出るものとする。
- (4) 第2条第6号に規定する弔電は、役員及び部会代表者又は支部長並びに支部事務局が届け出るものとする。

(届出の方法)

第5条 届出は、本会会長あて、電話又はfax、メールにて届出るものとする。

(重複の取扱い等)

第6条 2人以上が同一事由により適用資格が生じた場合は、重複して支給しないものとする。

第7条 アルバイト及びパートで勤務する職員は、この規程を適用しない。

(慶事の額等)

第8条 第2条第1号及び第2号に規定する慶事の祝金の額は次のとおりとする。

(1) 第3条第4号に規定する職員の結婚祝金 20,000円

(2) 第3条第4号に規定する職員の出産祝金 10,000円

(弔事の額)

第9条 第2条第5号に規定する弔事の生花及び香典の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する役員の死亡の場合、

生花(15,000円相当)又は香典10,000円及び弔電

(2) 第3条第4号に規定する職員の死亡及び職員の配偶者、子の死亡の場合

生花(15,000円相当)又は香典10,000円及び弔電

(3) 第3条第5号に規定する正会員である学園の教職員の死亡については、第1号の額と同額とする。

(4) 第3条第6号に規定する準会員の死亡は第1号の額と同額とする。

(傷病および罹災の見舞金の額等)

第10条 第2条第3号及び第4号に規定する見舞金の額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する役員及び第4号に規定する職員の傷病(1か月以上の入院)の見舞金 10,000円

(2) 第3条第1号及び第2号に規定する役員、第3号に規定する正会員及び第4号に規定する職員が罹災にあった場合の見舞金 10,000円

(3) 第3条第5号に規定する正会員である学園の教職員及び第3条第6号に規定する準会員が罹災した場合は前号の額とする。

(弔電)

第11条 第2条第6号に規定する弔電は、第3条第3号に規定する正会員及び第5号に規定する正会員である学園の教職員の父母が死亡した場合とする。

(補則)

第12条 この規程に定めのないものは、会長が決定する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

経過措置

平成11年5月22日から施行した麻布大学同窓会慶弔規程は廃止する。

附則

平成23年5月21日から施行する。

附則

平成24年6月23日に改正し、施行する。

附則

平成27年7月4日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般公益法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 号第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。